

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.28

はじめに

本号では、知的財産の面から見たアフリカの最重要法域の一部 — ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア — と、広域機関である OAPI および ARIPO における状況の展開について述べる。これらの展開は、著作権にかなりの注目が寄せられていることを示唆すると同時に、知的財産の重要性や複雑さに関する認識が高まりつつあることも示している。

ARIPO

著作権登録に関して想定される展開

ARIPO はアフリカの 19 の国が参加している広域的な機関であり、特許、商標および意匠の登録制度を提供している。ARIPO は、「ARIPO への任意の著作権登録と届出を含め、ARIPO の制度内で著作権および著作隣接権を支えるためのより広い法的枠組み」と称される枠組みの発展を確実なものにするために法律顧問を任命した。利害関係者からの問い合わせの受付期限は 2018 年 1 月 12 日までであった。

ARIPO の制度は特許の登録については成功している。著作権保護の拡大を目指す ARIPO の今回の決定は歓迎すべきものであると我々は考えている。

ナイジェリア

新たな著作権法に向けた動きが進行中

アフリカ最大の経済圏であるナイジェリアの 2017 年 12 月 21 日付ニュースによれば、同国の連邦行政評議会は新たな著作権法の法案を承認した。この新法は創造的な著作物と知的財産権を侵害から保護するためのものだという。この評議会の会合では同国の大統領が議長を務めており、この問題が非常に真剣に受け止められていることを示している。新法案は、今後国会での審議に付される予定であり、国会で採択されれば大統領に提出され、大統領がそれに署名して正式に立法化されることになる。同法案が国会を通過した場合、法案通過の時点で、今後の記事の中で新法の規定を検証する予定である。アフリカにおける知的財産法を近代化する立法は歓迎すべきものである。

WIPO の外部事務所

知的財産の世界でアフリカの重要性が高まっていることを認識している世界知的所有権機関(WIPO)は、最近、アフリカの 2 つの国(アルジェリアおよびナイジェリア)における外部事務所の新設を承認した。同様の外部事務所はすでにブラジル、中国、日本、ロシア、シンガポールに設置されている。

ナイジェリアでは、ジュネーブに所在する国際連合をはじめとする国際機関において同国の常任代表を務める Audu Kadiri 大使は、「外部事務所新設に関する受け入れ国の合意事項(Host Country Agreement)」の正式署名の場でスピーチを行った。同大使はそのスピーチの中で、アフリカの優先課題に対処するに当たってナイジェリアの巨大市場を活用するようにアドバイスした。同大使はさらに、ナイジェリア政府が外部事務所新設のための適切な立地を提供し、外部事務所に関係する国際的義務をすべて履行することを WIPO に保証した。また、同大使は WIPO の Francis Gurry 長官に対して、ナイジェリアが国家発展の手段として知的財産を推進する指令書を交付することになっている旨を保証した。

ナイジェリアに新設される WIPO の外部事務所は、単にナイジェリアのみならずアフリカ全域において知的財産関連の活動を活性化することになるだろう。

登録局の新チームが実務者と会談

ナイジェリア登録局の新たな運営チームが 2017 年 12 月 19 日付で任命され、このチームの長がナイジェリアの知財実務者たちと会合を行った。この会合の目的は、新たな運営チームの紹介と登録局に対する信頼の回復にあった。この会合には連邦投資貿易産業省からも代表が出席し、「ビジネス環境整備構想(Ease of Business initiative)」に沿った登録局の近代化と改善に政府が深く関わっていくことを強調した。

登録局の分割

ナイジェリア特許・意匠・商標登録局を 3 つの別個の登録局に分割する旨の発表があった。このことは、ナイジェリア当局が、以下に述べる OAPI の当局と同様に、知的財産の分野が広大かつ複雑であるため単一の機関では処理しきれないと認識していることを示している。

しかし、特許と意匠に関して独立した登録機関を創設することが法的に可能か否かという点に関して、若干の議論がある。これら 2 つの分野には同じ一つの法律「特許・意匠法(1990 年連邦法第 344 章)」が適用されるからである。商標の場合にはこれだけに適用される「商標法(1990 年連邦法第 436 条)」があるため、そういった問題は生じない。さらに、我々が知るのところでは、この展開に反対している者も登録局に一定数存在する。それゆえ、登録機関の分割が実現しない可能性もある。

OAPI

事務局の分割

OAPI の知的財産事務局(Directorate of Intellectual Property)は 2 つの独立した事務局に分割される予定で、一方が特許、他方が商標を担当することになる。この分割は 2017 年 12 月に行われた理事会で採択された決議を受けたものである。正式な通知がまもなく発行される見込みである。

ナイジェリアの場合と同様、特許と商標の管理部門を分割するという OAPI の決定も、アフリカにおいて知的財産の重要性と複雑さという 2 つの側面に対する認識が深まりつつあることを示唆している。

新たな運営体制と地理的表示

2017 年に Denis Loukou Bohaussou 氏が新たな長官に任命されて以来、OAPI はいわば「移行期間」の状態にある。新長官がこの移行期間の間に実行しようとしている仕事の一つは、地理的表示(GI)に対する保護の向上と拡大である。地理的表示に対する保護の設定を目的とした OAPI のプログラムが発足したのは 2008 年のことであり、このプログラムにはフランス開発庁(AFD)から支援が行われている。第 1 段階の成果としては、国家 GI 委員会の設立や GI 登録機関 3 箇所の設立(2 つはカメルーン、1 つはギニアにある)が挙げられる。

Bohousou 新長官が現在取り組んでいる第 2 段階には、参加国すべてにまたがる地理的表示の保護の実施を目指すプログラムが含まれている。ただし、当初は 4 つの国(ベニン、カメルーン、ギニア、コートジボワール)に焦点を絞ってプログラムを展開していく予定である。

南アフリカ

商標に関する重要な判決

数年前に出た重要な判決(いわゆる「Clearvu 判決」)において、南アフリカ最高裁(SCA)は、オンライン広告として競業者の商標を入札した企業が不正競争行為又は商標権侵害について有罪と認定され

るとは限らないとの判断を示した。最高裁によれば、そのような行為が違法とされるのは、商標を入札した企業が故意に公衆を混乱させて自社の製品又はサービスが当該商標権者と関係していると公衆に信じ込ませた場合に限られる。

しかし、この訴訟で解決する必要があった問題は他にもあり、そちらに関する SCA の判断がこのたび示された。安全柵(セキュリティフェンス)に関する商標「Clearvu」の登録出願に対して提起された異議申立事案の一部として、当該登録に関して説明文(endorsement)の記載や権利の一部放棄(disclaimer)の表明を課すとすれば、どのような説明文の記載又は一部放棄の表明を課すべきかという問題を判断する必要があったのである。

その判断を下すためには、最高裁は一部放棄の表明その他の説明文に関わる争点がある程度詳細に検証する必要があった。商標「Clearvu」が音声的には「視界明瞭」を意味する「Clear view」と同じ発音である — 「視界明瞭」は安全柵をめぐる状況に当然に関係してくる — という論点を検討して、最高裁は次のように述べている:「識別力を持たない文言と同じ発音を持つ文言は、それ自体としては識別力を持たず、元の文言それ自体が排他的権利の対象とされるべきでない場合、それと音声学的に同じ文言に対する排他的権利も放棄されるべきである。」

上記の考察に従い、最高裁は、「view」という文言が問題の商標の現実の特徴となっていない場合であっても、「clear」および「view」という文言を排他的に使用する権利を放棄する旨を表明するのが妥当であろうと判示している。また、登録人以外の者が「clear view」および「view」という文言の通常的使用を行うことは登録によって妨げられない旨の説明文も同様に妥当だと考えている。

今回の判決は、権利の一部放棄その他の説明文に関する判例がほとんど存在しないために重要とみなされる。

政党と商標

南アフリカの政党政治に商標が大きな役割を果たした例は過去にもある。いまだに文字が読めない人々が相当数存在し、視覚的な画像表現が非常に重要とされる国においては驚くべきことではないだろうが、問題はロゴに関して発生している。

最近の事例では、与党のアフリカ民族会議(African National Congress)から分離したアフリカ民主改革(African Democratic Change)が与党の周知商標を侵害したか否かが争点となった。この2つの政党のロゴは本当によく似ているのである。いずれも黄色と黒を主に使用しているが(パントン社のカラーチャートの番号まで同じである)、南アフリカの政党の中でこれらの色を使ったロゴを使用している党は極めて少ないという事実は示唆的である。もう一つの類似点は、一方が槍を持った手の画像を使用しているのに対し、他方は松明を持った手の画像を使用しているという点である。

この事件がどれほど進展するのか — 商標権侵害や詐称通用に関する訴訟に発展するのか、広告法や選挙法(他の党のシンボル、名称および略称を盗用することを禁じている)までもが援用される事態となるのか — は現時点では判然としない。

過去の事例では、与党から分離した政党が実際に商標の侵害で訴えられたことがある。別の事例では、市民団体の商標の侵害に相当すると主張された名称を党名にした政党が形成されたこともあった。

タンザニア

新たなオンライン登録システム

タンザニアでは、オンライン登録システムが運用段階に入るとの発表があった。これはタンザニア本土のみのことでザンジバルは含まれていないという点に注意が必要である。この新たな制度には商標と特許が含まれることになっており、登録、更新、取引(譲渡、実施許諾、名義変更など)に適用される予定である。新システムは旧来のシステムに比べて遙かに効率的なものとなるだろうと一般に考えられている。その利点の一つは、弁理士が出願の現状を追跡調査したり依頼人の記録を更新したりすることが可能になるということである。このシステムにアクセスできるのは公認の弁理士のみで、アクセスにはタンザニアの国家識別情報局(NIDA)が提供する識別番号が用いられる。

結論

本号で述べた様々な展開は前向きなものが多い。このような情勢の推移は、アフリカ大陸において知的財産がますます真摯に受け止められるようになっている状況を反映するものである。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 28

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。